

平成23年(行ウ)第17号、第18号

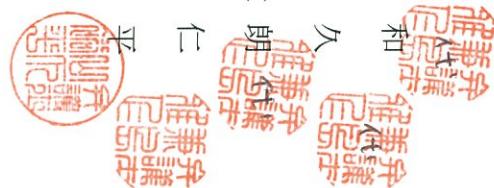
第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件

原 告 前 川 盛 治 外274名
被 告 沖 縄 県 知 事 外1名

被告準備書面(4)

平成24年7月6日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士 宮 里 啓 和
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士 宮 崎 政 久
同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士 伊 東 幸 太 朗
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士 兼 島 雅 仁
同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士 山 下 裕



(原告準備書面(3)に対する認否・反論)

1 原告準備書面(3)1(はじめに)について

(1) 同①について

大型海草の被度50%以上の区域が減少していたことは認める。

中城湾港(泡瀬地区)公有水面埋立事業にかかる環境影響評価(平成12年3月)においては、アマモ類などの大型海草の生育被度50%を超える藻場(密生・濃生域)が約2.5ha消失することになるため、できる限り移植することとしていた。平成14年11月に行った調査では、埋立工事により消失する被度50%以上の区域は大きく減少していた。これ

は、平成14年夏の台風による減耗であると考えられる（乙C10）。

その後、移植対象となる生育被度50%を超える藻場は確認されてい

ない。（答弁書36頁）

(2) 同②について

平成14年夏の台風の影響による減耗と考えられること、本件工事の影響によるものではないことは認める。

現在まで行われた工事による環境への影響については、学識経験者等で構成される中城湾港泡瀬地区環境監視委員会において審議されており、平成22年3月に開催された平成21年度第2回中城湾港泡瀬地区環境監視委員会では、「局所的には海藻草類の分布域の変動等、変動のある項目がみられるが、工事の影響と特定できるような急速かつ広域的な環境の変化は認められなかつた。（平成21年度工事の実施に係る事後調査結果等について（報告））」と評価されている（乙C5及び乙C6）。

（答弁書36頁）

(3) 同③について

認める。

海草の移植にあたっては、海藻草類移植・保全WG、環境監視・検討委員会において、専門家等の助言及び指導を受けながら慎重に調査及び検討を重ね、平成14年12月に「海草移植計画」を作成し、同月より手植え法による移植を実施した（乙C10）。移植7年後の平成21年度には、海藻草類専門部会、環境保全・創造検討委員会において手植え移植藻場の評価を行い、海草移植計画の妥当性や手植え移植藻場は自然藻場に近い生物生息機能を有していた等の評価を得た（乙C11）。このことから「移植」は専門家等から一定の評価を得ており「代償措置」といえる。（答弁書48頁）

(4) 同④について

否認する。

本件環境影響評価手続後における工事の環境への影響については、専門家等の指導・助言を得ながらその把握に努めている。具体的には次のとおりである。

ア 環境影響評価の予測には、一定程度の不確実性を伴うことが避けられないもので、予測されていなかつた結果が後に発生したからといって、直ちに当該環境影響評価が違法であったということにはならない（甲E2・前訴控訴審判決17頁及び18頁）。

イ 事業者は、環境影響評価手続き以降に確認された貴重種・重要種等について環境影響評価書に記載されているとおり、関係機関に報告するとともに、十分な調整を図り、その保全に必要な措置を講じている。実際に専門家等で構成される環境監視委員会や環境保全・創造検討委員会が設置され、本件事業は、動植物等に十分配慮したうえで事業が実施されている。

ウ そして、事業者は、事業による動植物等の生息・生育環境への影響を極力低減するために、汚濁防止対策を講じる等 埋立区域外の環境を保全するとともに、モニタリングを継続している。モニタリングの結果、生育環境に変化が生じていることが確認された場合には、原因究明・対策検討（技術的課題がある場合は、環境保全・創造検討委員会においても検討）を行い、対応策を実施することになる（乙C9）。

2 同2（海草の移植を実施しなかったこと）について
否認ないし争う。

(1) 環境影響評価法は、手続法であり、手続の履行を通じて、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保しようとする法律である。そして、環境の保全に適正な配慮をして、事業を実施するという場合、その配慮の仕方としては、様々な方法が考えられるところ

であり、いざれを選択するかは事業者の自主的な判断に委ねられるべきものである。同法は、このような考え方にして、本法に定める手続を履行することによって、事業者において、自主的に環境の保全に適正な配慮がなされるというセルフコントロールの考え方を基礎としている

(〔書籍名〕逐条解説環境影響評価法、〔著者〕環境庁環境影響評価研究会、
〔発行所〕株式会社ぎょうせい、52頁)。

(2) 変更前の本件埋立事業においても、環境影響評価手続きが行われ環境影響評価書が作成されている。本件環境影響評価書は、一般的手法に基づき作成された合理的なものである。第一次公金支出差止訴訟第一審判決においても、本件環境影響評価書は、環境影響評価法ないし本件省令に違反しない旨判示されており、一般的手法に基づき作成されたものであることを認めていた。(甲E1・前訴一審判決145頁ないし171頁)

なお、第一次公金支出差止訴訟控訴審判決も、同一審判決と同じ結論である。

(3) 本件環境影響評価書において、移植の対象となる藻場は、埋立により消失する生育被度50%を超える藻場(密生・濃生域)とされている。事業者は、これに従って移植藻場の有無を毎年確認し、該当する藻場があれば、移植を行ってきた(平成14年12月に手植えによる移植を行った。)。

また、事業者は、移植以外にも、工事の実施が周辺藻場等に及ぼす影響を低減するため、工事中の濁りの流出を防止するよう汚濁防止膜を設置するなど周辺環境の保全に努めている。

かかる事業者の対応が違法である旨評価することは到底できない。

なお、事業者が海草の移植にあたって専門家等の助言及び指導を受けながら慎重に調査及び検討を重ねていたことは被告沖縄県知事答弁書4

8頁d記載のとおりである。

3 同3(大型海草藻場消失の原因)について

(1) 同(1)について

台風により藻場が一時的に搅乱されても十分自然に回復可能なものであることは不知。

機械化移植実験・減耗対策実験による海草藻場破壊及び海上工事が藻場消失の原因である旨の主張は否認する。

事業者は、海草の移植にあたって専門家等の助言及び指導を受けながら慎重に調査及び検討を重ねていた。

事業者は、移植以外にも、工事の実施が周辺藻場等に及ぼす影響を低減するため、工事中の濁りの流出を防止するよう汚濁防止膜を設置するなど周辺環境の保全に努めている。

(2) 同(2)について

不知。

(3) 同(3)について

争う。

海草藻場の被度低下は、工事箇所周辺の局地的なものではなく、対照区である熱田地区や津堅島においても長期的傾向として認められている。これらは過去に来襲した台風等の外力による物理的な搅乱が大きな影響要因となっている。

現在までに行われた工事による環境への影響については、学識経験者等で構成される中城湾港泡瀬地区環境監視委員会において審議されており、直近の委員会(平成21年度第2回中城湾港泡瀬地区環境監視委員会・平成22年3月開催)では、「局所的には海藻草類の分布域の変動等、変動のある項目がみられるが、工事の影響と特定できるような急速かつ広域的な環境の変化は認められなかつた」旨評価されている(乙C

5 及び乙 C 6)。

4 同 4 (手植え移植に対する評価) について 争う。

環境の保全に適正な配慮をして、事業を実施するという場合、その配慮の仕方としては、様々な方法が考えられるところであり、いざれを選択するかは事業者の自主的な判断に委ねられるべきものである ([書籍名] 逐条解説環境影響評価法、[著者] 環境庁環境影響評価研究会、[発行所] 株式会社ぎょうせい、52頁)。

海草の移植にあたっては、海藻草類移植・保全WG、環境監視・検討委員会において専門家等の助言・指導を受けながら慎重に調査・検討を重ね、平成14年12月16日に「中城湾港（泡瀬地区）公有水面埋立事業にかかる海草移植計画」（以下「本件移植計画」という。）を作成し（乙C10）、同月から手植え法による移植を実施している。

平成21年度の海藻草類専門部会、環境保全・創造検討委員会において実施した手植え移植藻場の評価は、本件移植計画（乙C10〔20頁及び21頁〕）に示される6項目について評価を行うとともに、これらの評価結果や各評価指標の推移から総合的に判断したものであり（乙C11・平成21年度環境保全・創造検討委員会第1回委員会資料）、「代償措置」と評価するのが相当である。

事業者は、手植え移植以降も、海藻草類の生育環境の保全・創出に係る調査・検討を行っており、海草の生育場の整備手法として、低天端堤による波浪制御と砂層厚を確保する工法の有効性が確認されている（乙C12・平成19年度中城湾港泡瀬地区環境保全・創造検討委員会第2回海藻草類専門部会資料2、乙C13・平成19年度第2回中城湾港泡瀬地区環境保全・創造検討委員会資料）。

念のため付言すれば、機械化移植実験については、平成17年度に評価

を行っている。その成果は、適地条件及び移植技術に分けることができる。

そして、移植の適地条件について得られた知見は、手植え移植事業に反映されている。また、移植技術についても、広域移植実験結果において台風による減耗結果が大きかったこと、台風時の減耗抑制対策が重要であること、減耗対策としては掘削して移植する、もしくは掘削しない場合にもロックを密植することで減耗を抑制できることが分かった（乙C14）。

かように、機械化移植実験の成果は、手植え移植事業に活かされている。

5 同5（保全措置）について

争う。

環境の保全に適正な配慮をして、事業を実施するという場合、その配慮の仕方としては、様々な方法が考えられるところであり、いざれを選択するかは事業者の自主的な判断に委ねられるべきものである（〔書籍名〕逐条解説環境影響評価法、〔著者〕環境庁環境影響評価研究会、〔発行所〕株式会社ぎょうせい、52頁）。

環境アセス時の平成8年5月調査では、アマモ類など大型海草類の被度が50%を超える区域が埋立工事予定地内に約25ha存在したが、海草移植実施前の平成14年11月の調査では、被度50%を超える区域は極めて少なかったため、パッチ状（規則性がなく「つぎはぎ」の状態）に存在する藻場のうち、約350m²（余水吐護岸区域250m²、並びにト護岸、チ護岸、リ護岸及び中仕切護岸区域100m²）の藻場を移植することとしている（乙C15）。その後、移植対象となる生育被度50%を超える藻場は確認されていない。

このような移植時点での大型海草の生育状況のなか、事業者の実施可能な範囲で移植が行われている。

そして海草の移植にあたっては、海藻草類移植・保全WG、環境監視・検討委員会において、専門家等の助言及び指導を受けながら慎重に調査及

び検討を重ね、平成14年12月に「海草移植計画」を作成し、同月より手植え法による移植を実施しているところ、「移植」は専門家等から一定の評価を得ており「代償措置」といえる。

6 同6（普天間知事意見書における県知事の見解と矛盾すること）について

知事意見の提出については認める。

ただし、本意見書は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書に対する知事意見であり、本件埋立事業との関連性は認められない。

7 同7（結論）について

変更後の計画は新たな埋立てを伴うものではないことから、環境影響評価法及び県条例に基づく環境影響評価手続きを実施する義務はない。また、本件埋立事業は、埋立区域を第I区域のみとすることによつて、干潟域の約98%が残存する計画内容となつてゐることからすれば、環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別な事情があると認められない。よつて、本件埋立事業は、公有水面埋立法4条1項2号の要件を充足していること明白である。

以上